

事務連絡  
令和2年3月26日

各県立特別支援学校長様

特別支援教育課長

令和2年度県立特別支援学校における教育活動の再開等に係る留意事項について

春季休業明けから学校を再開するに当たっては、令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」のガイドライン及び令和2年3月26日付け教育長通知「令和2年度県立学校における教育活動の再開等について」の別紙による再開に向けた留意事項に加え、特に、特別支援学校においては、別添の事項に留意してください。

特別支援学校には、感染により、重症化リスクの高い幼児児童生徒も在籍していることから、これらのガイドライン及び留意事項を基に、保護者等にも理解を求め、万全の感染症対策を講じた上で、教育活動を再開してください。

担当 管理係  
電話 082-513-4981 (ダイヤル)

## 1 衛生面及び医療的ケア児について

文部科学事務次官通知の別添1 I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（以下、「学校再開ガイドライン」という。）の1（3）「医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について」を徹底すること。また、学校医、医療的ケア指導医及び主治医の助言を参考に対応することとし、特に、気管切開している生徒等は、場合によって、自主欠席を促すことも選択肢に含め、保護者と連絡を密に対応すること。

## 2 スクールバスについて

〔再開前〕

当初の稼業日の予定にしたがって、バス会社へ運行計画を提示すること。

バスの運行中に換気を実施する旨を、保護者に対し、十分周知し、乗車している生徒等の寒さ対策を依頼すること。

〔再開後〕

スクールバスの利用が心配で不安のある保護者には、保護者送迎等を依頼すること。

このほか、教育委員会から各バス会社に対し、次のことを可能な範囲で実施するよう依頼しているため、学校からもバス会社と連携し、その徹底を図ること。

- ・可能な範囲で、多くの生徒等が手を触れる箇所（ドア、手すり、つり革等）の消毒を要請。
- ・乗車中の生徒等や運行の安全を確保できる範囲内で、バス運行中の車内換気を要請。
- ・保護者（保護者の送迎がない場合は当該生徒等）に対し、登校前の生徒等の検温で37.5℃未満であることを、乗車時に確認。
- ・乗務員の健康状態の確認や、基本的な感染症対策の徹底を要請。

## 3 給食について

〔再開前〕

当初の課業日の予定にしたがって、給食受託業者に給食実施計画を提示すること。

学校再開前に調理室の消毒を行わせること。併せて、食堂の消毒を実施すること。

〔再開後〕

学校再開ガイドラインの「5. 学校給食に関すること」を徹底すること。

さらに、食堂で給食を行うと、密閉空間、対面でマスクなしの危険な条件がそろいやすい状況となることから、危険な条件がそろわない状況の給食実施を検討すること。この場合、各教室に分散して給食を実施することも考えられること。

また、食堂等での食事時間においては、換気に留意すること。

## 4 就学奨励費について

3月24日の文部科学事務次官通知によると、就学援助等に関するものとして、「新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。」とされていることから、国から具体的な基準が示されれば、それに沿って可能な対応を行うこと。